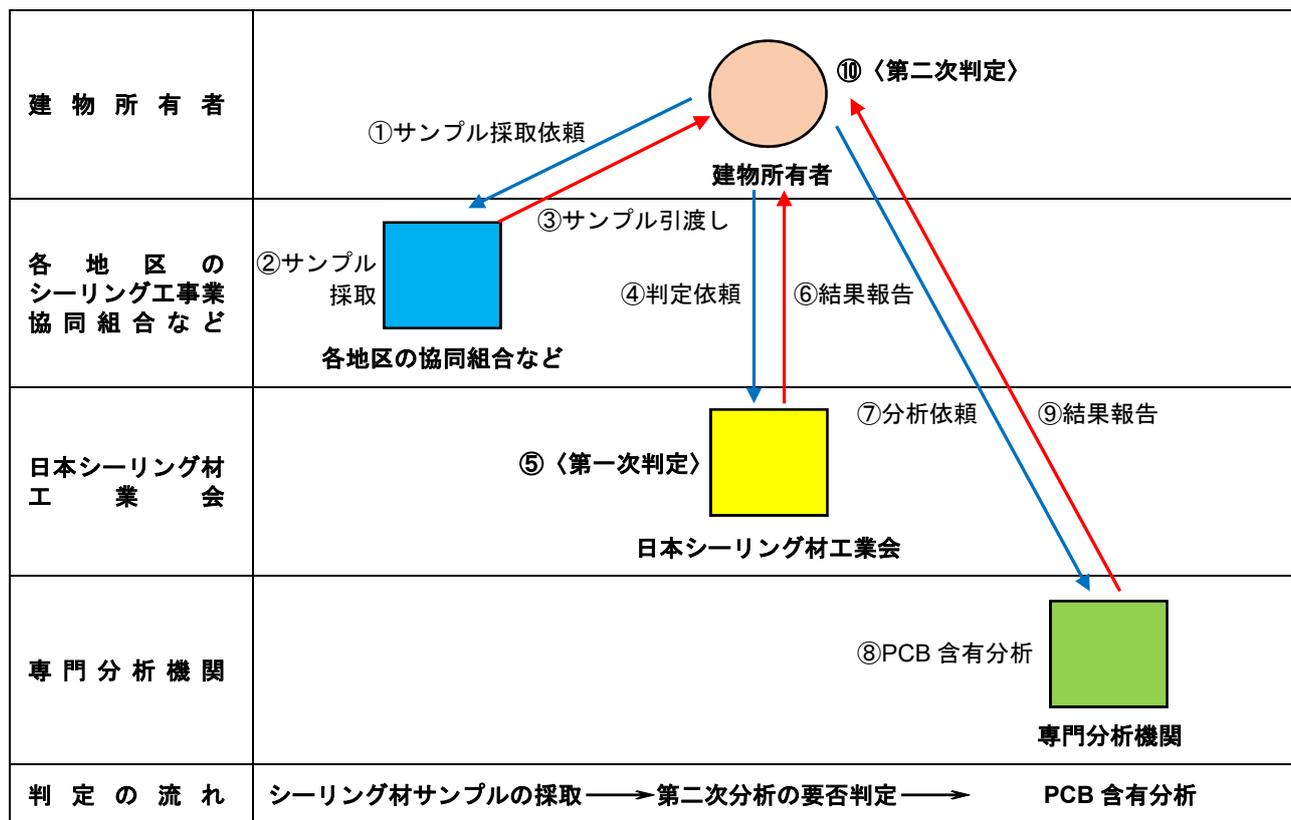


## シーリング材種判定及び PCB 含有分析のフロー



### 【判定の流れ】 ※昭和 48 年（1973 年）以降に着工した建物は対象外

①	サンプル採取依頼	建物所有者は、サンプルの採取および採取部の補修ができない場合、各地区のシーリング工事業協同組合（日本シーリング工事業団体連合会傘下）などに依頼する。
②	サンプル採取	実費負担要（建物所有者）
③	サンプル引渡し	
④	判定依頼	建物所有者は、判定依頼書に必要事項を記入し、サンプルと共に日本シーリング材工業会に送付する。
⑤	第一次判定	材種・二次判定の要否を日本シーリング材工業会（技術委員会）のシーリング技術管理士が判定する。（有料、納期 1～2 週間程度）
⑥	結果報告	日本シーリング材工業会がサンプルにポリサルファイド系のものが含まれているかどうかを判定し、判定結果を報告する。（二次判定が必要な場合はサンプルも返送）
⑦	分析依頼	一次判定で二次判定要の結果であった場合、建物所有者は返送されたサンプルの PCB 含有分析を専門分析機関に依頼する。（有料、納期は専門分析機関に問い合わせ）
⑧	PCB 含有分析	専門分析機関は、サンプルの PCB 含有分析を行う。
⑨	結果報告	
⑩	第二次判定	建物所有者は、分析結果から PCB 含有シーリング材かどうかを判定する。（PCB 含有シーリング材の判定・取扱いフローを参照）